

## 山形大学中央図書館貴重図書取扱規程

平成 22 年 1 月 18 日 小白川図書館専門会議

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、山形大学中央図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料のうち、学術的又は文化史的遺産として永く後世に継承する価値があるものと認められるものを貴重図書に指定し、適切な保存と利用を行うことを目的とする。

### (指 定)

第 2 条 貴重図書の指定は、別表「山形大学中央図書館貴重図書指定基準」により中央図書館長（以下「館長」という。）が行う。

2 貴重図書の指定に関して、館長は関連分野の教員の意見を徴することができる。

### (装 備 等)

第 3 条 貴重図書は、必要に応じ帙・袋・箱等を作成して収納する。

2 貴重図書の装備は、原則として本体には蔵書印の押印のみ行い、登録番号の記入、ラベルの貼布等は帙・袋・箱等に行う。

3 貴重図書は、目録を作成する際に貴重図書である旨を明記する。

### (保 存)

第 4 条 貴重図書は、管理・保存上適切な場所に別置する。

2 貴重図書は、防火・防虫・防湿等の保存に適した措置を行う。

### (利 用)

第 5 条 貴重図書の利用を希望する者は、あらかじめ館長の確認を受けなければならない。

2 貴重図書の利用時間、利用手続き等については、館長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 5 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

### 附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 10 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

### 別表

山形大学中央図書館における貴重図書指定基準

1. 和書は寛永以前のもの
2. 漢籍は明代以前のもの

3. 洋書は18世紀以前のもの
4. 1項から3項以外のもののうち、特に資料的価値があると認められるもので、希少なもの
5. 特殊文庫のうち、特に由緒正しく、一括して保存し、研究を行う価値があると認められるもの
6. 肉筆書画類、古地図・古絵図類、版画・摺物絵類のうちで、資料的又は芸術的価値があると認められるもの
7. 著名人の自筆の書写本、原稿、書簡の類及びその署名又は書き入れ等によって、資料的価値が高められたと認められるもの
8. 山形大学関係資料のうち、特に資料的価値があると認められるもの
9. 上記以外のもので、特に貴重図書として認められるもの